

21 監査報告第 10 号  
平成 21 年 11 月 30 日

千葉市議会議長 佐々木 久 昭 様  
千 葉 市 長 熊 谷 俊 人 様

千葉市監査委員 古 川 光 一  
同 大 島 有紀子  
同 米 持 克 彦  
同 三 瓶 輝 枝

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により監査を実施した  
ので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

# 第 1 期財務定期監査結果報告

## 1 監査の対象

保健福祉局

## 2 監査の範囲

平成 20 年度に執行された財務に関する事務及び経営に係る事業の管理  
ただし、必要がある場合は、上記以外の期間も範囲とした。

## 3 監査の期間

平成 21 年 8 月 3 日から同年 11 月 24 日まで

## 4 監査の方法

今回の監査は、合規性を主眼とし、経済性・効率性・有効性の視点にも留意して、次に掲げる主な着眼点により、歳入・歳出予算の執行状況調書、調定・徴収関係書、支出負担行為伺書その他関係証書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を行った。

### <主な着眼点>

#### (1) 収入事務

- ・ 調定額の算定は適切か。また、計算に誤りはないか。
- ・ 納入の通知は適正に行われているか。
- ・ 現金出納簿は、遅滞なく正確に記帳されているか。

#### (2) 支出事務

- ・ 支出負担行為の時期は適正か。また、漏れはないか。
- ・ 支出負担行為額の算出に誤りはないか。
- ・ 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払等）及び精算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行われているか。

#### (3) 契約事務

- ・ 入札の諸手続は適正、かつ公正に行われているか。
- ・ 随意契約による場合、その理由は適正か。
- ・ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。
- ・ 検査の実施時期に遅れはないか。

#### (4) 財産管理事務

- ・ 財産の取得及び処分の手続は適正か。
- ・ 財産の貸付（使用許可）期間及び貸付（使用）料その他貸付（使用許可）

条件は適正か。

- ・ 財産は効率的に運用されているか。遊休化しているものについて、活用方は講じられているか。
- ・ 物品は正しく分類整理されているか。

## 5 監査の結果

監査の対象とした局の事務事業は、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

### (1) 収入事務

ア 手数料の減免手続を適正に行うべきもの（保健福祉局）

環境保健研究所条例第7条によると、市長は、特に必要があると認めたときは、手数料及び使用料を減額し、又は免除することができるとされている。また、決裁規程別表第1において、減免基準の明確な歳入の減免に係る専決者は、課長・第一類及び第二類の事業所の長等とされている。

しかしながら、社会福祉施設で使用している井戸水等に係る水質検査手数料の減免については、決裁によって行う必要があるにもかかわらず、「千葉市保健所及び千葉市環境保健研究所使用料及び手数料減免取扱要領」に定められた基準により、決裁を行わないで減免している。

手数料の減免については、同規程に基づき適正な手続により行われたい。

### (2) 支出事務

ア 補助金の交付手続を適正に行うべきもの（保健福祉局）

「補助金の執行事務の適正化について」（平成14年3月1日付け財政部長通知）によると、補助金交付申請書の提出時期は、補助事業の着手前とされている。

また、一般的に、既に完了した事業について補助することは、その事業遂行の助長や奨励の効果が期待できないなどの理由から、補助対象とする合理的な理由がない限り消極に解すべきとされている。

しかしながら、要保護世帯向け長期生活資金貸付事業補助金の平成19年度事業分については、当該年度での予算措置が流動的で要綱整備が困難な状況にあったことなどから、交付先団体との協議により、事業着手後の平成20年4月1日に交付申請書を提出させる取扱いとしていたが、交付決定に際し、補助対象とする合理的な理由が明確にされていなかった。

補助金の交付手続については、適正に行われたい。

イ 補助金の額の確定に係る手続を適正に行うべきもの（保健福祉局）

補助金等交付規則第13条によると、市長は補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかど

うかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定することとされている。

しかしながら、市長は、食品衛生協会補助金及び生活衛生協会補助金について、食品衛生協会及び生活衛生協会が補助金の交付決定に際し附した条件を変更するに当たり、食品衛生協会補助金交付要綱第7条及び生活衛生協会補助金交付要綱第7条に基づきあらかじめ提出が必要とされている事業変更承認申請書の提出を受けず、また、事業変更の承認を行っていないのにもかかわらず、交付すべき補助金の額を確定していた。

補助金の額の確定に係る手続については、規則に基づき適正に行われたい。

#### ウ 補助金の額の確定に係る手続を適正に行うべきもの（保健福祉局）

補助金等交付規則第13条によると、市長は補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定することとされている。

しかしながら、グループホーム等開設準備費・世話人代替費補助金については、交付先団体から提出された実績報告書に添付されている精算書を確認したところ、世話人代替費にかかる補助基準額の算定誤りにより、本来の補助金所要額よりも多く補助金の額として確定されていた。

所定の補助金額を算定し、その差額の返還を求めるとともに、今後、補助金の額の確定に係る手続については、規則に基づき適正に行われたい。

#### エ 出産費の貸付に係る手続を適正に行うべきもの（保健福祉局）

国民健康保険出産費貸付規則第11条第1項によると、市長は出産費の貸付について、出産育児一時金の受領に関する委任に基づき同一時金を受領したときは、これを貸付金の償還に充てるものとされている。これにより、出産後に借受人が同一時金の申請を行い、支給された場合には貸付金の償還に充てている。

しかしながら、出産後、借受人が同一時金の支給申請を行わず、償還ができなかった貸付金の取扱いについては、必要な手続が定められていない。

出産費の貸付については、同一時金の支給申請ができなかった場合を考慮し、適正な事務処理を行われたい。

#### オ 支出負担行為を適正に行うべきもの（保健福祉局）

予算会計規則別表第1（第47条関係）によると、消耗品費について支出負担行為として整理する時期は、契約を締結する時とされている。

しかしながら、貸与被服（保育衣他）の調達にあたっては、夏服や冬服等をそれぞれ異なる時期に同一業者から購入していたが、その都度、支出負担行為として整理せず、後に一括して処理していた。

支出負担行為については、規則に基づき適正に行われたい。

### (3) 契約事務

#### ア 契約事務を適正に行うべきもの（保健福祉局）

契約規則第22条によると、契約にあたってはあらかじめ予定価格を定めなければならない、その額は価格の総額とされている。

また、物品会計規則第13条第1項及び第3項によると、物品の調達については調達主管課長が行わなければならない、物品管理者は、物品の調達をしようとするときは、執行伺に必要な付属書類を添えて調達主管課長に送付しなければならないとされているが、「物品調達事務の取扱いについて」（昭和52年10月1日付け市長指定）により、予定価格が10万円未満の物品等については、所管課で調達できるとされている。

しかしながら、保育所運営の手引きや療育手帳等の印刷にあたっては、総額で10万円以上となるにもかかわらず、1件あたりの予定価格が10万円未満となるよう発注を分割し、必要な手続である調達主管課長への執行伺の送付をせず、所管課で調達を行っていた。

また、情報システム関係消耗品や保育所関係消耗品の購入にあたっては、必要の都度、必要な数量だけを発注する取扱いとしているが、同日又は数日内に同一業者から複数回調達したり、同種品を同日に異なる業者から調達したりしているものが頻繁に見受けられた。これらは、いずれの事例でも購入額を合算すると大半が10万円以上になっていることから、予定価格が10万円未満となるよう意図的に発注を分割したと評価されるものであり、効率性・経済性の観点からも改善を図るべきものである。

契約事務については、規則に基づき、総額により予定価格を定め、その額が10万円以上であるときは、執行伺等を調達主管課長に送付するなど適正に行うとともに、年間を通して購入頻度の高いものについては、競争性を確保のうえ、計画的な購入の実施や単価契約の締結など、より効率的・経済的な事務処理に努められたい。

#### イ 検査事務を適正に行うべきもの（保健福祉局）

病院事業会計規則第133条によると、病院事業に係る契約については、契約規則の例によるとされており、契約規則第30条によると、市長は、検査員を任命し、検査を行わせることとされている。

また、職員の事務の効率化を図るために作成されている共回事務の手引によると、検査に必要な書類は、検査調書等とされている。

しかしながら、検査事務については、契約書等関係書類に基づく検査は行われているが、検査完了後に作成すべき検査調書等がないものが多数見受けられた。

検査事務については、規則等に基づき適正に行われたい。

#### ウ 委託業務の第三者への請負に係る承諾の通知を書面により行うべきもの

（保健福祉局）

児童相談所施設等設備保守管理業務委託については、契約書により、市の書面による承諾がある場合を除き、契約業者は委託業務の全部又は一部を第三者に請け負わせてはならないとされている。

しかしながら、契約業者が委託業務の一部を第三者に請け負わせていること

を承知しているにもかかわらず、この承諾について意思決定を行っておらず、書面による通知も行っていなかった。

契約は、受託者の信用及び技術力等の業務の履行能力を前提に締結されるものであり、業務の第三者への請負は、これら契約の前提を変える行為となることから、業務の第三者への請負に係る承諾の意思決定については、決裁により明確にするとともに、契約書に基づき、その通知を書面により行われたい。

#### （４）財産管理事務

##### ア 郵券の管理を適正に行うべきもの（保健福祉局）

「郵券管理の基本方針について」（平成１６年９月１７日付け総務局長・副収入役通知）に基づく郵便切手取扱方法によると、郵券の管理については、物品管理者及び物品取扱員等による在庫確認、並びに全庁的に統一化された「消耗品出納簿（郵便切手）」への記載を行うこととされている。また、物品会計規則第２６条第１項に基づき、郵券の交付を受けようとするときは、物品交付請求書により物品管理者の承認を受けて、所属の物品取扱員等に請求することとされている。

しかしながら、①定められた消耗品出納簿及び物品交付請求書による取扱い、②物品管理者及び物品取扱員等による在庫確認が適正に行われていない事例が見受けられた。

郵券の管理については、規則等に基づき適正に行われたい。